

第7回建設小委員会 次第

日 時： 平成16年3月31日（水） 午後2時00分から
会 場： 木曾川町役場3階 大委員会室

1 開会

2 議題

(1) 協議事項

協議建設第7号 上・下水道事業（その3）について

（資料1）

3 その他

建設小委員会の日程について

4 閉会

上・下水道事業について（協定項目第23-23号）

上・下水道事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	上・下水道事業（その3）
調整方針	水洗便所改造等資金に係る助成については、新市において対象者に銀行等の融資のあっせんを行い、金利相当分の利子を補給する。

協議状況	
提案	平成16年 2月16日
協議	平成16年 3月31日
確認	平成 年 月 日

協 議 附 属 資 料

<協議建設第3号 23-23 上・下水道事業(その3)>

平成16年3月31日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会
建設小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

建設部会 水道・下水道分科会

協議項目	上・下水道事業（その3）			
調整方針（案）	水洗便所改造等資金に係る助成については、新市において対象者に銀行等の融資のあっせんを行い、金利相当分の利子を補給する。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
<p>1. 水洗便所改造等資金に係る助成</p>	<p>水洗便所改造資金貸付</p> <p>1 貸付対象工事</p> <p>(1) くみ取便所を公共下水道に接続して水洗便所に改造する工事</p> <p>(2) し尿浄化槽を廃止して当該便所を公共下水道に接続する工事</p> <p>2 貸付限度額</p> <p>(1) 450,000円/1箇所</p> <p>(2) 250,000円/1箇所</p> <p>3 1家屋当たり貸付限度数</p> <p>(1)、(2)ともに2箇所/1家屋まで</p> <p>4 貸付の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利息：無利息 ・ 償還方法：60月（30回） <p>実績（14年度）</p> <p>くみ取便所の改造 17箇所</p> <p>し尿浄化槽の改造 93箇所</p>	<p>水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度</p> <p>1 融資あっせん対象工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ くみ取便所を水洗便所に改造するための便器及び付属器具の設置工事並びにこれと同時に施工するその他の排水設備工事 ・ 浄化槽の廃止工事及びこれと同時に施工するその他の排水設備工事 <p>2 融資あっせんの額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改造資金が100万円までは全額 ・ 改造資金が100万円を超え200万円までは <p>$100\text{万円を超えた額} \times 80\% + 100\text{万円}$（180万円限度）</p> <p>3 融資あっせんの条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利率：政府資金貸付利率以内 ・ 償還方法：据置期間6月を含む60月（54回）以内 <p>4 償還した利子については、年度末に補給する</p> <p>実績：無（H16.4.1供用開始）</p>	<p>公共下水道積立奨励補助金</p> <p>1 補助対象工事</p> <p>公共下水道の供用開始に伴う接続時の排水設備工事</p> <p>2 補助金</p> <p>金融機関において新規に口座を開設し、3年以上（1回最小1,000円以上）排水工事設備改造工事の費用として積立てた場合、その額に対して2%を補助（積立額80万円を限度）する</p> <p>実績：無（H16.4.1供用開始）</p>	<p>新市において対象者に銀行等の融資のあっせんを行い、金利相当分の利子を補給する。</p> <p>1 融資あっせん対象工事</p> <p>(1) くみ取便所を水洗便所に改造するための便器及び付属器具の設置工事並びにこれと同時に施工するその他の排水設備工事</p> <p>(2) 浄化槽の廃止工事及びこれと同時に施工するその他の排水設備工事</p> <p>2 融資あっせんの額</p> <p>(1) 600,000円/1箇所</p> <p>(2) 400,000円/1箇所</p> <p>3 1家屋当たり貸付限度数</p> <p>(1)、(2)ともに2箇所/1家屋まで</p> <p>4 融資あっせんの条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利率：政府資金貸付利率以内 ・ 償還方法：60月（60回）以内 <p>5 償還した利子については、年度末に補給する</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
				<p>6 木曾川町の公共下水道積立奨励補助金制度を新市として旧木曾川地区に限り、下記のとおり継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者：平成18年度までの供用開始区域の者で供用開始後3年以内に排水設備工事が完了する者。 ・手続き：平成18年度末までに事前に担当課に登録する。 <p>なお、銀行等の融資あつせんと併用はできない。</p>